



1264 , 65年シモン・ド・モンフォールのパーラメント再考

その他のタイトル	A Reflection of Simon de Montfort's Parliament of 1265
著者	朝治 啓三
雑誌名	関西大学東西学術研究所紀要
巻	54
ページ	A177-A200
発行年	2021-04-01
URL	http://doi.org/10.32286/00023732

1264, 65年シモン・ド・モンフォールの パーラメント再考

朝 治 啓 三

A Reflection of Simon de Montfort's Parliament of 1265

ASAJI Keizo

The commemorative publication *Seventh Century of Simon de Montfort's Parliament* includes a passage that reads as follows: 'on this occasion he introduced into its composition the additional representative element, which was subsequently to earn him the title of Father of the House of Commons'. This excerpt suggests that Simon de Montfort's parliament of 1265 might be the origin of the House of Commons.

On 4 June 1264, four knights from each shire were summoned to meet with prelates and magnates at the parliament in London on 22 June. The ordinance, made during the parliamentary sitting, was referred to as *Forma Regiminis*, and established a device to control the central administration. Three faithful electors were to be chosen, and these three were to nominate a council of nine, three of whom were to be constantly in court and advise the king in matters of government.

Professor R.F. Treharne once emphasized the presence of knights in the parliament. His conclusion depends on the first phrase of the ordinance: 'This is the form of peace commonly agreed upon and approved by the lord king and the Lord Edward his son, by the prelates and all the great men and the community of the whole realm of England.' He interpreted 'the community of the whole realm of England' as the community of knights. But the word 'knights' does not appear in the ordinance. Did knights summoned there participate in the debate and the institution of the ordinance?

The most significant provision made in this ordinance is the appointment of the three executive electors who shall have authority and power from the lord king to

choose and nominate nine councilor on behalf of the lord king. In this regards the ordinance orders the following: ‘if it shall seem necessary to the community of the prelates and barons that anyone shall be put forward and substitute in the place of any of the three first electors, the lord king, by the counsel of the prelates and barons, shall substitute others for them’. Subject to this stipulation, knights did not participate in the decision-making process with regards to the ordinance. They were merely ‘present at that time’ there.

At the end of December 1265 two knights from each county and two burgesses from some boroughs, together with four barons of Cinque Ports, were summoned to Simon de Montfort’s parliament of January 1265. Was this parliament the House of Commons in Embryo? According to the wording of the writ of summon two main issues were discussed during the parliament’s meeting. The first was confirmation of *Forma Regiminis* made in the parliament of June 1264. The second issue was a settlement of release problems of the imprisoned Lord Edward, who had been given as a hostage to secure peace of the realm. The London Chronicler states that the parliament was informed on 14 February that King Henry III and the Lord Edward had promised that they were willing to observe the Charters of Liberties and *Forma Regiminis* of June 1264. The writ of 15 February to sheriff of Yorkshire indicates that the assembly of parliament lasted until the middle of February. The knights then left London for their counties. But prelates and magnates remain in London and the parliament continued to decide the details of release conditions of Lord Edward.

On 8 March the king sent letters to each county informing that the *Forma Regiminis* was ratified, together with a statement that the king had pardoned enemies. The letter also assured the counties that the Lord Edward would not attack the Monfortians. The king’s letter reads as follows: ‘it is by agreement provided for the peace of the realm, that a certain ordinance made at London in June in the 48th year of our reign with the unanimous assent of ourselves, the prelates, earls and barons concerning our state and that of our realm should be observed unviolently’. Judging from the phrases of the letter *Forma Regiminis* was enacted and ratified only by the king, prelates and barons. Knights were not qualified for decision-making in the parliament.

In June 1265 Simon de Montfort planned to hold another sitting of parliament at Winchester. None of knights or burgesses was named in the writ of summons, which suggests that they were not summoned to Simon’s parliament of 1265 as members of Parliament, but as observers or bystanders. De Montfort’s parliament was not the House of Commons in Embryo.

キーワード：シモン・ド・モンフォール(Shimon de Montfort)、ノパーラメント (Parliament)、封建集会 (Feudal council)、大諸侯的国制 (Magnates)

はじめに

1258年にイングランド諸侯による国制改革が開始されて以後、1263年までのパラメントは、国王と彼の直臣である封建諸侯たちの協議の場（封建集会）であった。そこで協議されたテーマは王と封建大諸侯との間での国政や地方行政をめぐる紛争解決であり、近代議会の主要機能である立法にあたる事例は1259年のウェストミンスター条款の成立のみである。

本稿のテーマは、1264年と65年に開催されたいわゆるシモン・ド・モンフォールの議会が、教科書に唱えられているような「庶民院の創設」と言えるか否かを、史料に基づいて検証することである。もし庶民院の起源ではなかったならば、いかなる意義があるのか。

教科書説では65年のパラメントに州代表や都市代表が召集されたことが、近代議会庶民院の起源の基準とされている。以下本稿では1264年6月と1265年1月の二つのパラメントの召集から解散に至る政治過程を辿る。それと共に、州代表や都市代表が実際にパラメントでの議論に参加し、決議したのかを検討する。史料としてそのパラメントで生み出された決議文を分析し、これら二つのパラメントの歴史的意義は何かを考察する。結果的に庶民院の起源か否かが判明するであろう¹⁾。

1 1264年6月パラメントへの召集

1264年1月末アミアンでのフランス王ルイ9世の裁定によって、1258年以來のイングランド国制改革は全否定され、ヘンリ3世が王国統治権総てを掌握することが確認された。その結果、改革運動の主導者であったシモン・ド・モンフォールは、改革の構想を諦めるか、修正するか、まったく新しい構想を作るかの選択を迫られた。シモンの軍は4月にノーサンプトンで国王軍と戦い敗れて人質を取られたので、5月に国王軍と戦って、人質を取り戻し、改革案の修正を再度国王と協議するという計画を立て、14日リュイスで国王軍と戦った。シモン軍は勝って国王、王子、王弟を捕虜にしたうえで、国制改革の新しい計画案を作成するパラメントを6月に開催することで国王軍と合意し（筆者注：リュイスの和²⁾）、王子と王弟を人質とした。国

1) 本稿と同一のテーマについて筆者はかつて論文を公にした。「シモン・ド・モンフォールのパラメント、一二六四、六五年」『関西大学文学論集』55-3、2005年、1-20頁。今回は史料の新しい解釈を加えたうえで、ほぼ同一の結論に至るが、前稿と同じ史料を用いての考察にあたるため、再考とした。前稿発後、Ambler, 'Magna Carta', EHR, 2015が、同一の史料の異なる解釈を示したため、史料の文言に立ち入って証拠を示して、Ambler説に反論する必要があると考え、本稿を執筆した。

2) Treharne and Sanders ed., *Documents of the Baronial Movement of Reform and Rebellion 1258-1267*, Oxford, 1973, (hereafter *DBM*) pp.41-48. Denholm-Young, N., 'Documents of Barons' War', *English*

王は収監されず、シモンと共に王国内を移動した³⁾。6月4日、シモンは国王の名前で令状を発行し、各州に治安官を任命し、彼らに対して、「聖俗諸侯たちと、王や王国のビジネスについて協議するため、それぞれの州から騎士4名を州の同意によって選び、パーラメントへ送るよう」に命じた⁴⁾。該当箇所を引用する。

「そして、余の次のパーラメント（下線部筆者、以下同じ）において、余にとって余の高位聖職者、大諸侯、その他の忠実な臣下たちと、余のビジネス *negotiis* や余の王国のビジネスについて協議するため、余は貴下に次の如く命じる。貴下の州全体のために、同州の適法で分別のある4名の騎士を、この目的のために同州の同意によって選び、余のもとへ送るように。その結果その騎士たちが遅くとも次の聖三位一体の祭日の8日後（6月22日）にロンドンにて前述の件につき余と協議する *tracturi* ために、余と共にあるように。これらを為すために貴下は忠実に勤勉に勤めるべし。貴下の側が義務を怠ったために貴下を処罰する必要が無く済むように。

立ち合いは国王。ロンドン、セント・ポールにて、6月4日。」

州ごとに州内の封建的土地保有者全体が一か所に集まって、協議して代表者を選んだのか、治安官が独自に選択した4名の騎士を州の代表の名で送ったのかは不明である。ホルトは開催予定日が同月22日なので、時間の余裕がなく、選挙はなかったと推定している⁵⁾。「協議するため」と書かれていることを根拠に、騎士が伯やバロンと同じ場で議論したと解釈する研究者もいるが⁶⁾、議論の記録は存在していないので、想像の域を出ない。「州の同意」の解釈もさまざまである。州の裁判集会の記録も存在しないが、封建的土地所有者・自由保有者が全員一か所に頻繁に集合することは困難であり、月に一度が限界であろう。議論が紛糾した場合に、治安

Historical Review, xlviii, 1933, pp.558-75.

3) Holt, J.C., 'The Prehistory of Parliament', Davis and Denton eds., *The English Parliament in the Middle Ages*, Manchester UP, 1981, pp.10-11; Treharne, R.F., 'The Mise of Amiens, 23, January 1264', Hunt, Pantin and Southern eds. *Studies in Medieval History*, 1948, 1969, Oxford, pp.223-39; also in Treharne, *Simon de Montfort and Baronial Reform*, Hambledon, 1986, pp.209-234; Maddicott, J.R., 'The Mise of Lewes', *English Historical Review*, (hereafter *EHR*) xcvi, 1983, pp.588-603; Carpenter, D.A., 'Simon de Montfort and the Mise of Lewes', *The Reign of Henry III*, Hambledon, 1996, pp.281-292.

4) Treharne and Sanders ed., *DBM*, Oxford, 1973, Doc. no.39.

5) Holt, op.cit., pp.9, 16-17.

6) Edwards, J.G., 'The Plena Potestas of English Parliamentary Representatives', Fryde and Miller, ed., *Historical Studies of the English Parliament*, vol.1, Cambridge, 1970, p.136.

官は同意を取り付けることができたのか。実際には治安官が選択した人物をパラメントへ送ったとみなせるかもしれない。

騎士が国王と協議する tracturi と書かれている。この文面だけを見る限り、騎士もパラメントでの協議に参加するために召集されたとも解し得る。従来の研究ではパラメントへの騎士の召集は、召集者である国王やシモンの側の理由ではなく、召集される騎士たち、広く言えば地方社会の有力者たちが、経済力を高めて政治的発言を求めたという解釈や、国政を牛耳る国王や大諸侯に反発したり不満をかこっていたことから、その是正を求めての政界進出意欲が高まり、シモンは彼らの要求に応えたという解釈⁷⁾も見られたが、実証は困難である。

2 6月パラメントでの決定

上記の令状によって召集された騎士たちも参加した、1264年6月22日開催のいわゆるシモンのパラメントにおいて、リュイスの戦いの後合意されていた新しい国制である「統治の形式」*Forma Regiminis*が⁸⁾、王令 ordinance として制定された。その一部を史料として掲げる。

国王と王国共同体によって受け入れられた平和の形式

以下は国王と彼の息子エドワード、そして高位聖職者、王国のすべての有力者、そしてイングランド王国全体の共同体によって共通して同意され賛成された平和の形式である。すなわち、パラメントにおいてある王令 Ordinanceが作られ、そのパラメントは聖洗礼者ヨハネ生誕祭（6月24日）の頃にロンドンで集会したが、その王令が王国の平和を維持する実行力を持ち続け、国王陛下と諸侯たちとの間で、リュイスにおいて一定の合意による条件で約束された平和条件（リュイスの和のこと、残存せず）が完成するまで、安定し揺るがないままであるようにということを目指している。もしその合意が完成しないならば、この王令が国王陛下の存命中、そしてエドワード殿下が国王になった時にはその治世中、その後決定される日まで続く。その王令は斯くの如し。

イングランド王国の状態の改革のために、王国の3名の分別ある誠実な人物 fidelesが選ばれ指名されるべし。それらの人物は国王から国王に代わって9名のカウンシル員を選び指名する権威と権限を持つべし。これら9名のうち、少なくとも3名が交代で宮廷に伺候するべし。そして国王陛下はこれら9名の助言によって、王城の管理や王国のその他の事

7) 前掲拙稿、p.5参照。Treharne, R.F., 'Why the Battle of Lewes matters in English History' in *Simon de Montfort and Baronial Reform*, Hambledon, 1986, p.169. 中村英勝『イギリス議会史』有斐閣、1959（1970）年も同一の解釈を取る。

柄を解決し配慮するべし。これら9名の助言により国王陛下は最高司法官、大法官、財務府長官そしてその他の、宮廷と王国の統治に関するすべてのことについての大小の役人を任命するであろう。先に述べた選出人であり指名人である3名は次のことを宣誓するべし。すなわち彼らの知識に従って、神と教会と国王陛下そして王国の名誉にとって有益で誠実であると彼らが信じる者を選び指名すると。カウンスル員とすべての役人は、大小を問わず、任命の際に次のように宣誓するべし。すなわち自分たちは神と教会の名誉と、王と王国の善のために、通常供される飲食を超えては報酬なしに、能力の限り役職を果たすと。

(中略)

そしてもし先述の3人の選出人のうち、誰かが取って代わられるべきことが、高位聖職者とバロンの共同体にとって必要であると見なされた時には、国王陛下が高位聖職者とバロンの助言に基づき、その補充人事を行う。

この王令はロンドンに於いて作られ、国王陛下と高位聖職者、バロンたち、そしてその時出席していた共同体の同意、意思、そして命令によって作られた。そのことの証明のため、リンカン司教リチャード、イーリ司教ヒュー猊下、ノーフォーク伯でマーシャルのロウジャ、オクスフォード伯ロバート・ド・ヴィア、ハンフリー・ド・ブーン、ウィリアム・ド・モンシャンシー、そしてロンドン市長が、この記録に捺印した。

これはこの時点では暫定的な決定であり、今後正式な決定がなされるまで有効とすると述べられている。この王令は8月に改訂され、次の「カンタベリの和」と呼ばれる条文が付け加えられた。以下は「カンタベリの和」と呼ばれている8月成立の部分⁸⁾である。

また次のことも命じられた。イングランド教会の状態はしかるべき状態へと復活されるべしと。また、3名の選出人と、ロンドンでの王令で言及されたカウンスル員、そして王城管理人、そして国王陛下のその他の代官たちは、必ず本王国生まれであるべし。

国王陛下によって以前本王国生まれの臣下へと譲与されたマグナ・カルタ（大憲章）、御料林憲章、そして不満の矯正についての、すなわち、シェリフのターン、出仕奉仕、その他、それらについて去年国王陛下が彼の開封勅書によってすべての州裁判集会で公式に宣言した制定法 *statuta*（単数）は、長く賞賛されてきた王国の良き慣習と共に、永遠に遵守されるべし。そしてそのより良きそして堅固な遵守のために規定が作られるべし *provideatur*。

8) *Calendar of Patent Rolls, 1258-66, p.370; DBM, p.298, n9.*

下線部分は1262年5月2日の大憲章確認を指す。制定法とは1263年1月にヘンリが再確認したウェストミンスター条款を指している⁹⁾。

この「統治の形式」と「カンタベリの和」がつくる国制は、1258年のオクスフォード条款で成立した国制と同じであるという解釈もあるが¹⁰⁾、もし異なるとすればどこが異なるのか。国王がカウンシルの助言を受けて王国を統治するという位置づけは変わっていない¹¹⁾。王国を統治する重要役職者の任免権を王が保持することも明記されている。国王が大憲章、御料林憲章を遵守すべきことはオクスフォード条款(1258)の場合と変わらず、64年にはウェストミンスター条款の遵守が付け加わった。王の後継者としてエドワードの名を挙げていることから見ても、アンジュー家を王位から切り離したり、王家の断絶を意図しているとは言えない。

その新しい国制は、3名(二人の伯と一人の司教)が選ばれて、神と教会と国王そして王国の名誉にとって有益で誠実であることを宣誓したうえで、彼らが国王に代わって9名のカウンシル員(国王評議会員、内訳は司教、バロン6、大法官、修道院長で財務府長官)を選ぶ、彼ら9名は国王に近侍し、王城管理、役職者任免、国政重要事項などを王に助言する、というのが骨子である。彼らは総てイングランド王国生まれ或いは帰化者 *indigene* であることが条件づけられている。

三人委員会の行動基準は、「神と教会と国王陛下と王国の名誉」である。「神と教会」の語は1258年の条款には無かった。「統治の形式」の文言には3人委員会を選んだ主体の名が記されていない。しかし、会期中の6月23日にはレスタ伯、グロスタ伯、チチェスタ司教の3人に、国王から9人の委員を選出し任命する権限が付与された。国王には彼ら3名を指名する権限が存することを確認したのは、聖職者、バロン、そして「イングランド王国の人々」の代表として、エクセタ、ソールズベリー司教、ノーフォーク伯とジョン・フィッツ・ジョンの4名である。28日にはこの *Forma* をパラメントで確認した¹²⁾。マディコットはこの事実から、9人委員会に

9) *Close Rolls*, (hereafter *CR*) 1264-68, p.12; *Calendar of Patent Rolls*, (hereafter *CPR*), 1258-66, p.253.

10) Maddicott, J.R., *Simon de Montfort*, Cambridge, 1994, p.286. 'it revived the principle of the Provisions of Oxford'; Ambler, S., *Bishops in the Political Community of England, 1213-1272*, Oxford, 2017, pp.145-6, 179.

11) *DBM*, pp.110-111. 'E auerunt poer del rei conseiler en bone fei del gouvernement del reyaume, et de totes choses ke al rei u al reyaume pertenenet'. *Ibid.*, pp.296-9, 'Et dominus rex, per consilium eorundem nouem, ordinet et disponat de custodia castrorum et omnibus aliis negotiis', 'Omnia autem predicta faciat dominus rex per consilium predictorum nouem in forma predicta, uel ipsi vice et auctoritate domini regis'.

12) Maddicott, *Simon*, pp.285-6; *Foedera*, Record Commission, London, 1816, I, i, p.444; Gilson, J. P., 'The Parliament of 1264', *EHR*, xvi, 1901, p.500.

は国王派の人物がいないので、王の権力が無効にされた、という結論を導いている¹³⁾。確かに、オクスフォード條款の時は、国王側と諸侯側それぞれ12名ずつからなる24人委員会が、国王への統治助言者となる15人委員を指名すると規定されており、統治権を王と諸侯団が分有していた。これに対して64年の規定では、統治権は9人委員会が行使するものと規定され、その9人の任免権を持つ3名を指名するのは国王であると規定されていることから、「神と教会と王と王国の名誉」にかけて宣誓するという条件が付くものの、任免権者としての国王が統治の権限を諸侯の委員会に付与したと見なすべきではないか。ただし国王のその権限は、聖俗諸侯4名による助言を受けて行使されると規定されている。とすれば、58年にカウンスルの人選に見られたように、統治権力を分有するのではなく、3人委員会を指名する国王の権限も「王国民」の代表としての諸侯の確認を必要とするという規定によって、王と諸侯が相互に統治の権限をいわば共有・分担する状態へと変化させたと言えるのではないか。それを王権の無力化とまで言えるかどうかは議論の余地がある。一連の政治過程においては協議の場としてのパラメントが、王と諸侯が権限を共有するという国制を確認する場として使われた。領有者である国王が王国統治権を9人委員会の諸侯に委託するという制度を王令として示し、パラメントで確認した。とはいえ事実上、ヘンリを拘束していたシモンの意志が反映されていることは明らかであろう¹⁴⁾。58年の條款にはなかった、国制の根拠として「神と教会」の規定を入れたことは、64年の国制の大きな特徴である。

副署人はリンカン、イーリ司教、ノーフォーク、オクスフォード伯、ハンフリー・ド・ブーン、ウィリアム・ド・ムンシャンシー、ロンドン市長トマス・フィッツ・トマスの7名である。この中には騎士はいない。ロンドン市長が加えられたのは、推測では5月14日のリュイスの戦いの際に、ロンドン市民がシモン軍の一翼を担ったことへの見返りとも考えられる。9人のカウンスル員を指名する権限を付与された三人委員会の人事交代を決める際に、「高位聖職者とバロンの共同体」が王に助言してと規定されている¹⁵⁾ ことから、64年の国制を決定したのは王と

13) Maddicott, *Simon*, p.286. マディコットの意見に従えば、王国領有者であるアンジュー家は、領有権者はそれだけで王国統治権を掌握することを、被治者から承認されているとみなされることになる。領有権と統治権のこの関係を否定されることが、王からの権力の剥奪であるとみなされていることになる。しかし統治権をアンジュー家に委ねるというイングランドの被治者全体からの「授権」に当たる儀式は、存在するのか、と問わざるを得ない。確認した聖俗諸侯の4名はイングランド王国の人びとを代表してと書かれているので、その文言を文字通り解釈するなら、この「統治の形式」において、王に官職者任免権を「王国民が」承認するという儀式が行われたとみなし得るといえるのであるが。

14) Maddicottはこの「統治の形式」を、シモンの著作であると推定している。*Simon*, p.287. しかしその根拠として示された *Flor. Hist.*, Rolls Series, iii, p.262. にはその記述は見当たらない。

15) *DBM*, pp.296-7.

聖俗諸侯であったといえる。

では州代表の騎士はパラメントでの議論に加わったのか。議事録が無いので詳細は不明である。「統治の形式」は、「国王、王子エドワード、高位聖職者、すべての有力者、そしてイングランド全体の共同体によって共通して同意され賛成された和平の形式である」と規定されている¹⁶⁾。ここでの「共同体」は聖俗貴族とは別に記されているので、今回新しく召集された州の騎士たちを含むと考えることも可能である。1258年には王国共同体は改革派諸侯の団体を指す用語として用いられていた¹⁷⁾。しかし1264年1月のアミアン裁定によってフランス王ルイ9世から、オクスフォード條款そのものが否認された後、シモンはそれに代わる新しい国制を構想する必要を感じたであろう。その結果シモンは王国共同体の意味をこの時点で変更したとみなされる。そして州の騎士たちは州単位の複数の共同体の集合体ではなく、単数の王国単位の団体として、新しい国制を目撃するために動員されたと言える¹⁸⁾。しかし副署人としては騎士の団体は入っていないので、パラメントでの議論、成案には彼らは参加していなかったのではないか。それでも「その時出席していた tunc ibidem presentis 共同体の同意」の文言¹⁹⁾は、州の騎士が国王と諸侯の協議を間近に観察したことを強調するために用いられたのではないかと想像され得る。パラメントが新しい国制の協議・成立の場として使われた点は、1258年の場合と同じであるが、観察者として騎士が動員された点は新しい。このパラメントは法律を成立させたり裁判をするためにではなく、国制を承認し公布する場として機能した。

大憲章（マグナ・カルタ）と御料林憲章とウェストミンスター條款（1259）は再確認されているが²⁰⁾、オクスフォード條款（1258）には触れていない。1258年のオクスフォード條款では改革者派バロンたちは自らを「イングランドの共同体」と名乗って、心を合わせて改革に取り組むことを聖書にかけて宣誓していた。1258～59年時点で国王と大諸侯がともに宣誓し同意していた国制は、その後、諸侯の共同体が事実上崩壊したことを反映し、オクスフォード條款による国制が崩壊したとの認識の下、1264年には「国王、王子エドワード、高位聖職者、すべての有力者、そしてイングランド全体の共同体によって共通して同意され賛成された」王令、すなわちこの「統治の形式」の国制によって取って代わられたとみなせる。それは1264年1月のアミ

16) 従来の研究書では、この文章を根拠に州代表の騎士が国政討議に参加したとみなしていた。Treharne, 'The Knights, in the Period of Reform and Rebellion', in *Simon de Montfort*, pp.269-80. 中村英勝、前掲書。

17) 拙稿「1258～60年の王国共同体」『西洋史学』203、2001年。

18) 教科書の説明ではこの文言を、騎士がパラメントでの議論や決議に参加した証拠と解釈していた。この「統治の形式」にはパラメントの制度の改変に関する記述が全く登場しない。

19) *DBM*, pp.298-9. 王国要職からの外人排除規定は、王国を封建領主共同体とみなしていると解し得る。

20) *CPR*, 1258-66, p.253; *DBM*, p.299, n10.

アン裁定以後に、同年6月のパーラメントで、シモンが構想した新しい国制であった。その決定や議論に州代表の騎士が参加したという証拠は見つからない²¹⁾。

3 「リュイスの歌」

パーラメント開催に直接関係する史料ではないが、政治歌謡「リュイスの歌」には、シモンを中核とする政権が1264年6月に設立した新しい国制を正当化しようとする箇所が見られる。「リュイスの歌」は、1264年5月14日のリュイスの戦いの直後、6月ごろに書かれたと言われている。そこに読み取れる新しい国制のイメージを検討する。

パーラメントでの決定はそこへ召集され出席した者の意向のみを反映するが、出席者以外の人々の政治的意見を示すのが、当時の政治歌謡のひとつである「リュイスの歌」である。全文は長いので、一部の抄訳を掲げる²²⁾。

「すべての王に彼が神の僕であることを知らしめよ。…彼の民は神の支配下にあることを知

21) *DBM*, p.299, n10.

22) 「すべての王に彼が神の僕であることを知らしめよ。神の喜び給うこととは何かを知らしめよ。神の統治の栄光を知らしめよ。彼の同輩者 equals を軽蔑して自らの誇りを捨てるのではなく。神への彼の義務を果たさせよ。彼の民は神の支配下にあることを知らしめよ。王は彼の支配下の民と同等者としてその中にいることを知らしめよ。

抑圧は王がすべきことではなく、恩寵によって自らのために好意をもたらすべし。正しく統治すれば、名誉を得るであろう。王侯は臣下を自らへと引き寄せることなしには統治し得ないことを知らしむべし。彼自身の真の指導は彼の臣下の心の中で輝くであろう。神は言われた『人々が死ぬくらいなら私は死んだ方がましだ』『よき君主は王国共同体に助言をさせよ。コモナルティの意見である助言を制定せよ。』*The Song of Lewes*, ed. C.L. Kingsford, Oxford, 1963; *English Historical Documents*, iii, p.909.

「王が誰を自分の助言者にすべきか分からないときには、すべきことは決まっている。王の威厳を指導する人が病んだ人ではいけないからだ。最良かつ選ばれた人が好い。そういう人は見つかるものであり、同意され得る。コモナルティの事柄は、真実の方法によって指導される。」

「王を福祉 well-being の立場で助け、コモナルティ第1主義で、法が王の威厳を支配すべし。法は光である。聖なる法は王への贈り物である。その法が言うには余によって王は君臨すべし。法を作った者に示された正義は神のそばにある。様々な法がすべての犯罪を遠ざける。正しい法に合致して配慮がなされるなら、国王を廃位することはない。多くの者を救うのが王侯の栄光である。王の義務、真の慈悲。」pp.910-11.

「チチェスタ司教スティーヴンはシモンから回答を聞いた。『最良の人々を選び。聖書を読み神学と聖なる哲学を教え、キリスト教信仰を指導し得る人を。』」

「イングランド王国の民 nation の改革のために宣誓した以上はそれを守れ、世俗的報酬のために主を否認するな、真実のために、王の名誉を改革するために、カノンの規定、カトリックの定めを。聖職者の言うところを、伯の賢明さ。伯の献身、シモンの信仰と忠誠心のみがイングランド全体の平和の確保となる。」pp.911-2.

らしめよ。王は彼の支配下の民と同等の者としてその中にいることを知らしめよ。…よき君主は王国共同体に助言をさせよ。…王が誰を自分の助言者とするか分からないときには…最良で選ばれた人が好い。…法が王の威厳を支配すべし。聖なる法は王への贈り物である。…正しい法に合致して配慮がなされるなら、国王を廃位することは無い。…チチェスタ司教の質問に対するシモンからの回答は、『最良の人々を選べ。聖書を読み神学と聖なる哲学を教え、キリスト教信仰を指導し得る人を』である。…世俗的報酬のために主を否定するな。シモンの賢明さ、信仰心と忠誠心のみがイングランド全体の平和の確保となる。』²³⁾

著者はチチェスタ司教の従者である聖職者或いは修道士であろうと言われている²⁴⁾。王国は神の秩序の中に位置づけられ、王は聖職者を通じて神の言葉に忠実に、神の民である王国民を慈しむ義務がある。王には助言者が必要で、大諸侯は良き王国統治について王に助言する義務がある、と主張されている。カトリック神学に基づく国制観が述べられていると言えよう²⁵⁾。

この引用箇所から読み取れるのは、

- 著者は、新しい国制は国王廃位を想定してはいない、とみなしている。
- 庶民或いは騎士や都市民が、国政に参加すべしという主張は見られない。
- 世俗諸侯であるシモンは聖職者の指導に従って、王は王国民を統治すべきだと考えている。
- 王に神の警告を届けるのは、助言者であり、その助言者は、「聖書を読み、神学と哲学を教え、キリスト教信仰を教え得る人」と述べられている。
- 王は神の法の下にある。

この歌をシモンが書かせたと見る見解もあるが、証拠はない²⁶⁾。そこに述べられている国制像は、イングランド住民の中のごく一部のシモン支持者の偏った意見ともいえる。「リュイスの歌」から読み取れるのは世俗諸侯としての政治観ではなく、神の被造物としての人間という神学思想に基づいて聖職者が見た世俗の国制観である。シモンが国王助言者として推薦しているのはむしろ聖職者、特に司教のようであって、俗人有力諸侯ではない。実際6月のパラメントで決めた「統治の形式」で、統治についてヘンリに助言する9人委員会の構成員には、司教2名が含まれている。都市民は含まれていない。「リュイスの歌」の著者は、シモンがカトリッ

23) *The Song of Lewes*, ed. C.L. Kingsford, Oxford, 1963; *English Historical Documents*, iii, pp.901-11.

24) Maddicott, *Simon de Montfort*, p.229.

25) 堀米庸三『世界の歴史3 中世ヨーロッパ』中公文庫、1974, pp.246-8.

26) Ambler, *Bishops in the Political Community of England, 1213-1272*, Oxford, 2017, p.173. 'the poem was probably authored by a friar in Monfort's circle'.

ク信仰に従って国政を取り仕切るべきであるという国制観を持っていた、といえるであろう。

この後1264年後半には、「統治の形式」の前半に書かれていた、和平に関する最終的合意である「統治の形式」と後半の「カンタベリの和」の修正を目指して、英仏海峡を挟んで教皇特使ギー Guy Foulquois とイングランドの司教たちや学識者カンティループ Walter de Cantilupe との交渉があった。論点は国政改革（外人排斥、国王の役職任命権、教会特権保証）であったが、特使は「統治の形式」を含めて国政改革をはじめから承認せず、シモンたちを破門したため、結局交渉は実らず、教皇ウルバン4世が10月に亡くなり、特使がローマに戻ったため、交渉は打ち切られた²⁷⁾。一方シモンはヘンリ・オブ・アルメイン Henry of Almain（王弟の息子）を釈放してフランス王ルイとの交渉にあたらせた。ルイは積極的な介入を見送ったが、シモンに配慮して、王妃軍のイングランド侵入を大陸側ダムの町で解散させた。そのため、国制の改訂は無いまま、シモンは次のパラメントで6月の暫定的国制が批准され承認される手続きを取ることになった。

4 1265年1月開催予定のパラメントへの召集状

教皇特使とシモンが派遣した司教たちとの交渉は決裂し、その結果6月の「統治の形式」と8月の「カンタベリの平和」が、国王とシモンとの交渉の結果成立した和平協定となった。それにともない、新しい国制を成立させるための諸権力者の承認、いわば批准に当たる行事が必要となり、12月14と24日にパラメントの召集状が出席可能者宛に送られた。高位聖職者、世俗諸侯には個別に、州代表騎士にはシェリフを通じて、都市代表には都市宛に発行された。開催期日は1265年1月20日で、場所はロンドンである。国王の立会で令状が出された²⁸⁾。

まず国王の直属封臣であるダラム司教宛の令状を見よう。

「神の恩寵によりイングランド国王、アイルランド領有者、アキテーヌ公は、キリスト教尊者のダラム司教ロバート Robert Stichill に挨拶を送る。余の王国における最近の深刻な危機の後、余の愛すべき長男エドワードは余の王国における平和を保証し確定するために人質として引き渡されたが、今や、神の恩寵により、混乱は落ち着いた。彼をうまく釈放するために、そして鎮静と平和の完全な保証を確認し最終的に完成するために、そして神の名誉と王国全体の有利さのために、また余の王国に関わり、余が貴下の助言や高位聖職者

27) Guy はローマで次の教皇に選出されクレメンス4世となった。

28) DBM, No.41A~D. pp.300-317.

や大諸侯たちの助言なしには決着したくないその他の事項に関して、それらの人々と討論する必要がある。従って、貴下に命じる。貴下が余に負う忠誠心と愛情を頼みつつ、他の何よりも優先して、次のヒラリ祭の8日後に（1265.1.20）ロンドンの余の下へ来られよ。そして上記の件につき余や、余がそこへと召集する余の高位聖職者や大諸侯たちと共に協議し、貴下の助言をなされよ。そして貴下はこの件を決して無視されるな、余と、余と貴下の名誉と、余の王国の共通の平静を愛されるであろうから。王により立会、ウスタにて、12月14日。』

「同様の命令が以下の高位聖職者宛てに送られた。カーライル司教以下21名（修道院長も）。同様の命令が以下の者たちにも送られた。14人の高位聖職者。（9司教とバス・アンド・ウェルズ司教選任者、4大聖堂参事会長）」²⁹⁾

議題は「エドワード…を釈放するため、そして鎮静と平和の完全な保証を確認し最終的に完成するために、そして神の名誉と王国全体の有利さのために、また余の王国が貴下らの助言 *consilio* や聖俗諸侯の助言なしには決着したくないその他の事項に関して、それらの人々と討論する *tractatum* 必要がある」と記されている。エドワードの釈放問題は、シモンと一緒に3人委員会を構成するグロスタ伯ギルバート・ド・クレアが要求していた案件であるが、それはブリストルの市と城の領有をめぐるグロスタ伯の権利が関係する。シモンがエドワードとの領土交換によってエドワードからすべての領土が引き渡されるまで、エドワードに権利があるブリストル市を、グロスタ伯の権利を除いて、シモンが領有するという個人間の諍いから生じた案件である³⁰⁾。シモンはグロスタ伯を三人委員会に留め置きたいという意思を持ち、そのためにはシモンにとっては、エドワードを何時いかなる条件で釈放するのかについてグロスタ伯との合意が必要である。12月の召集時点ではシモンが王族を拉致し、人質確保だけで彼の独断的国制を維持していると主張する研究者もいるが³¹⁾、シモンが国内治安は保たれていると認識し、人質の釈放を議題に掲げていることから、シモンの国制が全面的に人質確保に依拠していたとは言えず、その主張は当たらない。実際、エドワードと王弟の息子ヘンリは3月に釈放された。

ではもう一つの議題である「鎮静と平和の完全な保障」とは何か。それは特使との交渉が決

29) Rot.Claus., 49 Hen III, m11d; CR, 1264-68, pp.84-7.

30) これについてはマディコット参照。Simon, pp.194, 318-20, 328; Altschule, M., *A Baronial Family in Medieval England: The Clares*, 1217-1314, Baltimore, 1965, pp.77, 82-3, 127.

31) Ambler, 'Magna Carta : Its Confirmation at Simon de Montfort's Parliament of 1265', *EHR*, CXXX, 2015, p.828.

裂した結果、教皇やフランス国王による承認が消えたあと、6月のパラメントの「統治の形式」と8月成立の「カンタベリの和」を、イングランドのパラメントで批准・承認することである。「聖俗諸侯の助言なしには決着したくない」という文言は、事実上の召集者であったシモンが、パラメントをイングランド直臣による国制承認の場として利用する意図を示している。ここでは、諸侯の助言に基づいて国王が決定するという文の趣旨が重要である。アミアン裁定で隣国君主によって否認された、1258年のオクスフォード条款に基づく国制に代わって、1264年6～8月に作成された新しい国制を、教皇特使に承認させる道が途絶えたので、王国内の直属封臣の同意を取り付けて、正当性を確保しようとする意図を示す文言であろう。そのような「批准」や「承認」がどのように行われたのか、騎士や市民がそこに加わったのか否かについて次に調べよう。

従来の研究では、このパラメントへ州代表と都市代表とが召集されたことの意義が注目されてきた³²⁾。まず召集に関する史料を調べてみよう³³⁾。

騎士への召集状（各州シェリフ宛）

「イングランドの総ての州のシェリフは、各州の適法で名誉ある、また分別のある騎士2名を、ロンドンにいる国王の下へ、前述の日に前述の形式によって送るように命じられた。」
市民宛の令状（現存しているのはヨークとリンカン宛）

「市民たちは上記の形式に従って、最も分別があり適法であり名誉ある市民や自治都市市民2名を送るように」

五港都市民にも、1月20日になって同様にそれぞれ4名を送るよう召集状が発給された。

これらの史料を見る限り、すべての州とあるが、すべての都市とは書かれていない。国王がイングランド内のすべての都市や自治都市を召集対象として正確に把握していたのかさえ不明である。別々の召集状が出されていることから、州の騎士と都市民とが合体して、庶民院にあたるような一つの集合体を構成したという認識も読みとれない。

パラメントで何が話し合われ、いかなる方法で議論したのかを示す史料は全く残っていない。騎士が発言したのかに関する記録もない。3月8日に国王ヘンリ3世の名前でヨークシアのすべての者宛に、パラメントでの決定内容についての声明が発表された³⁴⁾。その中でヘンリ

32) Ambler, *ibid.*, p.803. もこのパラメントを19世紀選挙法改正後のパラメントと結び付けて記述している。

33) *DBM*, Doc, 41B

34) *DBM*, pp.52-3; Maddicott, *op.cit.*, p.318.

は次のように宣誓している。「余は、聖書にかけて、その王令と平和決議を忠実に遵守し、余の王国の平静さを維持し、それに敵対する何もしないことを宣誓した。また余の息子と甥の釈放のために決められたすべてのことを不可侵で遵守することを誓った」と。つまりシモンがこのパラメントで果たそうとしていた課題二つ、すなわちエドワードの釈放条件の確定と、前年6月のパラメントでの和平合意を承認することは達成された。この国王による声明の内容は、既に2月半ばに合意されていたことをロンドン市年代記が伝えている。それによれば、ヘンリとエドワードは2月14日にパラメントにおいて、マグナ・カルタと御料林憲章、そして「統治の形式」と「カンタベリの和」を遵守する旨、宣誓したとある³⁵⁾。この記述箇所についてより詳細な研究をアムブラーが公表している。それによれば、2月14日の前夜、ウェストミンスタの参事会室で、ヘンリ3世は誓った。「自分とエドワードはレスタ伯、グロスタ伯とその同調者に対して、最近の内戦を理由にしての報復をしないと、またマグナ・カルタと御料林憲章を守り、前年シモンらにより設立されたカウンシルに従う」と³⁶⁾。

この年代記の記述における日付が妥当であることは、次の史料で裏付けられる。2月15日にヨークシアから来た騎士たちが州に戻る際に、往復旅費や滞在費を州の共同体で負担すべきであるから支払ってほしいというシェリフ宛に持たせた国王書簡が残っている³⁷⁾。つまりシモンが

35) *Chronica Maiorum et Vicecomitum Londoniarum*, ed. T. Stapleton, Camden Society, 1846. (*Antiquus Legibus*) p.71.

36) ロンドン年代記とアムブラーが依拠する *Inspeximus* (Somerset, Dorset 宛 3/13, Middlesex 宛 3/14, Bodleian, 2/15) を比較すると、パラメントの議事進行説明でのくいちがいが見られる。年代記によれば2月14日のヘンリの誓約は本人の口で *Viva Voce* とは書かれず、「*divulgum fuit* そう漏らされた」とある。Fitz, 71. これをアムブラーは「シモン内的サークルで私的に表明」と解釈する。「王に内緒でパラメントの手続きが進行した」とさらに拡大して解釈している。Ambler, op.cit., p.805; *Chronica Maiorum*, p.71.

アムブラーは、シモンが参事会室で王から私的に誓約を採り、2月15日に *Magna Carta* 違反者破門の文書が発行された、と述べる。p.806. エドワード釈放は議論が必要なので3月まで伸びた(と想像している。) *CPR*, 1258-, 412; *Foedera*, I, i, 452. エドワードの釈放は文書あり。The National Archives, London, C53/54, mm5-4; 釈放条件termの合意は3/8. *Calendar of Charter Rolls, 1257-1300*, p.54; *Foedera*, I, i, pp.451-2 (French), (ただしこの文書には日付の間違いがあり信用薄い—朝治) アムブラーの想像では「こののち、尚書部は *inspeximus* 状を州宛に発行した」とみなされている。

37) *CPR*, 1258-66, pp.337, 360-5; *CR*, 1264-66, pp.398-401. ヨークシアのシェリフへの令状 (2月15日付)

Rot.Claus., 49Hen III, m11d. *CR*, 1264-68, pp.89, 96, Pasquet, D., *An Origin of the House of Commons*, Cambridge, 1925, pp.50, 56; Treharne, R.F., *Baronial Plan of Reform*, Manchester, 1932, p.270.

国王からヨークシアのシェリフに、挨拶を送る。余は最近イングランドの余の諸州から分別ある騎士2名を先のヒラリー祭の8日後にロンドンでのパラメントへ来るように、余や余のカウンシルと共に、余の愛すべき長男エドワードの釈放について、およびこのことの保証を生み出すために、更には余の王国の困難な事項のために協議するよう召集した。その騎士たちは予定よりも長くそこで過ごし、その結果出費を強いられた。またこの年、余の諸州の共同体は王国の防衛への支払いと、特に外人の攻撃に対して海岸地

このパーラメントで得ようとしていた二つの目標は2月14日までに達成されたので、15日に州代表の騎士は故郷へと返された。彼らはこの時以後はパーラメントには参加していない。しかし上記の3月8日公表のヘンリの声明を読み続けると、その後も諸侯たちはパーラメントに残ってエドワードの釈放条件を協議したことが分かる。何故なら2月23日には、騎士を送ってこなかったシュロプシア・スタフォドシアのシェリフ宛に、直ちに送るように督促状を発送したからである³⁸⁾。また、騎士を送ってこなかった州もあることを意味するから、総ての州が召集を望んでいたわけでもなかった。騎士がいなくなった後もパーラメントは続いていた³⁹⁾。

とすれば、議事の大半は2月13日までに終わり、州から送られた騎士は15日に帰された。14日にヘンリとエドワードが上記の宣誓を行い、釈放条件は整ったが、その時点では何故か、同席していたはずの騎士たちに公表されたとは書かれていない。領地交換や城守護者の解職などの実務を実行するのに、パーラメントにおける諸侯の同意が必要で、時間を要したのかも知れない。まだパーラメントは続いていた。協議が整い3月8日に漸く、合意事項が公表され、10日にエドワードが宣誓して合意事項が効力を得て、王子と王弟の息子ヘンリが釈放された。14日にパーラメント決定事項遵守と平和維持のために、司教による破門による威嚇付きの宣言が行われて、会期は終了した⁴⁰⁾。その後各州宛に、違反者への破門などを記した王の書簡が、州裁判集会で読み上げられるように送られた⁴¹⁾。言い換えると、騎士や都市民は「統治の形式」と「カンタベリの和」の批准には立ち会ったかもしれないが、協議に参加したのか否かについては史料に記述がない。2月に帰郷しているので、3月にその結果をパーラメントで公表する重要場面には騎士は同席していない。都市民の出席、協議について史料は触れてさえない。

域の防衛のための支払いにとりわけ苦しめられていると感じた。そこで余は命じる。貴下の州の4人の適法な騎士たちの助言により、彼らの共同体に代わってパーラメントに出席した先の2名の騎士たちに、彼らがパーラメントへの出席のために、そして滞在し帰郷するために負担した然るべき費用を、貴下が支払って然るべきである。そしてもし共同体がその支払いによって迷惑を受けるのでないならば、その費用は共同体から集められるようこうじて貰いたい。国王により立会い、ウェストミンスターにて、2月15日 (CPR, 1258-66, pp.337,360-5; CR, 1264-68, pp.398-401)

38) DBM, 41D.

39) シモンやヘンリが州代表をパーラメントへ召集した理由について学説が分かれている。マディコット (Simon, pp.314-18) やアムブラー (EHR, CXXX, p.803) は、ヘンリの地方行政に不満を持っていた騎士たちを、シモンが味方に付けようとするためであった、という見通しを述べている。しかしこれは召集状からは全く実証され得ない。彼らがシモンの味方することを保証しているという証明はできない。都市民を召集しても彼らには軍事力は無いので、シモンを見捨てた諸侯たちの軍事力に対抗し得る軍事力を補い得ないことは、リュイスの戦いで戦場から逃亡したロンドン市民軍の例を見ても明白である。

40) この文書は王国制定法集にも載せられている。

41) Foedera, I, i, pp.452-3; DBM, pp.308-15; Brand, P., *King, Barons and Justices*, Cambridge, 2013, pp.161-4.

5 2月14日にヘンリとエドワードが行い、3月8日にヘンリによって 公表されたエドワード釈放条件とマグナ・カルタ遵守宣誓

1265年のパラメントにおける最も重要な決定は、前年6月のパラメントにおける新しい国制の承認と、その保証として人質にされていたエドワードを釈放するときの条件設定である。マディコットによれば、ヘンリがこの声明を3月8日にパラメントで公表したという⁴²⁾。やや長くなるが史料を掲げる。

平和の形式とこの件に関する国王の宣誓

国王からヨークシアの全ての者へ、挨拶。余と余の息子エドワード、そして高位聖職者、伯、バロン、そして余の王国の共同体の合意により、王国の平和のために、そしてエドワードと甥のヘンリが人質として引き渡されていたが、その保証のために、以下のことが合意によって生み出された。すなわち余の治世48年目6月にロンドンにおいて、余と高位聖職者、伯、バロンの満場一致の合意によって、余と余の王国の状態について作られた王令が、不可侵で遵守されるべきことが、である。余は、余が聖書にかけて、その王令と平和決議を忠実に遵守し、余の王国の平静さを維持し、それに敵対する何もしないことを宣誓した。このことを知るべし。(中略-エドワードの釈放と交換に上記の文書をすべての人々が承認すること、これまでの不和の解決、大憲章とウェストミンスター條款を総ての役人が遵守すること、ヘンリもエドワードも外国から傭兵を導入しないこと、王城守護職のうちカウンシルが不適当とみなすものの解職、エドワードはチェスタシア、ニューカスル・アンダー・ライム、ピーク地方をシモンの適当な領地と交換すること、それが実現するまでの間ブリストル市をシモンに引き渡すこと、但しグロスタ伯の権利を除くことなど)

また余の息子と甥の釈放のために決められた全てのことを不可侵で遵守することを誓った。そしてそれは余の印章で捺印され、(中略)他の者によっても遵守されるように全力を尽くす。そして、もし余またはエドワードが何らかの方法で、余の王令、決定、宣誓に反対するなら、そのようなことは天が禁じているが、或いは余の王国のその平和決議や平静さを乱すなら、或いは先の騒乱や戦争の際になされたような口実で、余が禁じたにも拘ら

42) *Simon de Montfort*, pp.318-20; *Foedera*, I, i, 451-2. アムブラーは、ヘンリが2月14日の前夜にウェストミンスターの参事会室で、シモンによって私的に誓約させられたものとみなす証拠として、Fitz Thedmerのロンドン年代記に「本人の口で viva voce」とは書かれず、「そう漏らされた divulgum fuit」と書かれていることを根拠にしている。Ambler 'Magna Carta: Its confirmation', *EHR*, CXXX, 2015, pp.801-30.

ず、前述の人々（シモン、グロスタ伯とその支持者）に敵対して行動するなら、或いは彼らに対して危害を及ぼそうとするなら、或いは傷つけようとするなら、王国の誰であれ、余に敵対して立ち上がること、また余に敵対する人々にできる限りの手を貸すことは合法である。（中略）

さらに余とエドワード、そして高位聖職者、伯、バロン、余の王国の共同体の満場一致の同意により、以下のことが決められた。すなわち以前余から王国共同体へと授与された大憲章と御料林憲章、それらへの違反者に対しては、余の請願により、破門宣告が以前に宣言されているのだが（1262年5月2日）、さらに教皇庁によってそれは確認されているのだが、それらが今後も不可侵に遵守されるべきであると。また余と王国の貴顕たちとの共通の合意により規定された諸条項総て、それは余が最近ウスタにいるときに余の印章を付けて諸州に送った諸条項であるが、余が神の聖なる福音書にかけて自ら誓った誓約によって自らを拘束したところのそれらの諸条項が遵守されるべきであると。（中略）

各州で年2回イースターとミクルマスに、大声で読み上げられるべし。（中略）

教皇から独自に余に対して与えられている、或いはこれから与えられるかもしれない、総ての宣誓からの免責特権を完全に否認する。

立会い国王自身、ウェストミンスタにて⁴³⁾。

エドワードは3月10日にこの内容に同意し、ウェストミンスター・ホールで釈放された。11日にはヘンリがこの結果を確認したという内容の国王書簡が、9司教の面前で読み上げられた⁴⁴⁾。3月14日には9司教が、この協定に反するものを破門すると宣言した⁴⁵⁾。

43) *DBM*, No.42, pp.308-15. Rot Ch. 49 Hen III, m4; *Calend. Chart. Rolls.* ii:54; *Statutes of the Realm*, i, pp.32-3; British Library, Cot. Claudius, D. ii, f.124(C); *Foedera*, I, i, 453, Bémont, Ch, *Simon de Montfort*, Fr. 1884, English translation, 1930, p.229.

44) Ambler, 'Magna Carta', p.805 「司教が蠟燭を持ち破門を宣告するとの威嚇を伴いつつ」

45) 9司教とはロンドン、ウスタ、ウインチェスタ、チチェスタ司教の他、ダラム、イーリ、ランダフ司教、国王派のコヴェントリ・リチフィールド、バス・ウェルズ司教も。（リンカン司教グレイヴズエンドが入っていないのは何故か？） Ambler, 'Magna Carta', pp.813-22は、この儀式を通して政治的共同体に至ったとみなす。coming together of the political community. concordant nature of the kingdom's political community. アムブラーは、シモンが自分に好意的な司教たちを動員して、マグナ・カルタ違反者への破門宣告をするとの脅しをつけさせたと見なしている。 *Bishops in Political Community*, pp.180-1. しかし別の個所で司教をシモン派として一括りにはできないとも述べており、一貫していない。マグナ・カルタと並んで1264年の「統治の形式」を合法化しようとするシモンの試みは、「ラディカルな運動を伝統的で、価値のあるオーラと結びつける」ものと非難している。 *Ibid.* 司教たちが手に蠟燭をもって違反者への破門を宣告するという儀式はこの時が最初ではなく、1253年のパラメントでも行われている。拙稿「1253年グロステスト

エドワードは釈放されたとはいえ、レスタ伯シモンの私的な監視下に置かれた⁴⁶⁾。上記のようにグロスタ伯とエドワードはブリストル市領有権を巡って対立していたから、伯にとっては王子と取引する必要があり交渉を続けた⁴⁷⁾。シモンから見れば、釈放したという事実が重要であり、その後も王子を監視下に置くのは私的取り決めであると弁明し得る。

このパラメントで出席者によって確認されるべき国制は、前年6月のパラメントで決めた「統治の形式」である。上記の文書でヘンリはそれを認めた後、続けて国王が自ら発行した王令に違反した場合、誰であれ国王に反抗しても構わないと認めている。この箇所は、1215年のマグナ・カルタの第61条を想起させる⁴⁸⁾。1265年のこの文書では、国制を承認した主体として、大諸侯が横断的結束したという意味での「王国共同体」の語は使われていない。むしろその箇所では「高位聖職者、伯、バロン」と書かれており、彼らを「王国共同体」とは呼んでいない。1258年のオクスフォード条款の国制に代わる新しい国制を承認したのは、特定の諸侯であったと解し得る。

この文書ではさらに続けて国王から王国共同体に与えた大憲章と御料林憲章を維持すると約束している。アムブラーはこの項目をシモンが「統治の形式」を承認させるために大憲章の神話性を利用して、司教を動員して違反者への破門宣告という脅しを付けさせた証拠であると解釈している。その想定を実証することは困難である。なぜなら「国王が大憲章を王国共同体に与えた」のは、シモンが政権を獲得したリュイスの戦い以後のことではなく、ヘンリが政権を回復していた時期に大憲章再確認を行った1262年5月2日のことであり、1215年の大憲章の神話性の利用ではないからである⁴⁹⁾。国王が大憲章を遵守し教会特権を維持するという宣言は、シモンが最初ではなく、ヘンリが何度も使った手法である。シモン・ド・モンフォールが死んだ後にヘンリが制定させた「ケネルワース裁定」にも引き継がれている⁵⁰⁾。また違反者への破門宣告は既に教皇庁も認めている。

の *Gravamina*』『関西大学文学論集』69-4、2020年、83-114。

46) Powicke, *King Henry III and Lord Edward*, Oxford, 1947(66), pp.496-7; Maddicott, *Simon*, pp.330-4; *Flores Hist.*, iii, p.263

47) Maddicott, *Simon*, p.334; Wykes, *Annales Monstici*, iv, pp.164-5. 多くの年代記がこの件に言及している。Maddicott, *op.cit.*, p.334, n219.

48) その条文は1216年版以降は削除されている。1215年には大諸侯の25人が「王国の共同体」を代表して国王を困らせてもよいと書かれていた。それが削除されたことは、大諸侯が横断的に結束を維持し続けることが困難であったことを物語る。

49) *CR, 1261-64*, 123. *DBM*, pp.312, n.5.

50) *DBM*, Doc.44, cl.3, pp.320-1.

6 パーラメントでの州代表や都市代表の議事参加はあったのか。

この史料には、州代表や都市代表が「承認」の協議に参画したのか否かを知る手掛かりが隠されている。上記の史料から再度引用する。

「国王からヨークシアの全ての者へ、挨拶。余と余の息子エドワード、そして高位聖職者、伯、バロン、そして余の王国の共同体の合意により、王国の平和のために、そしてエドワードと甥のヘンリが人質として引き渡されていたが、その保証のために、以下のことが合意によって生み出された。すなわち余の治世48年目6月にロンドンにおいて、余と高位聖職者、伯、バロンの満場一致の合意によって、余と余の王国の状態について作られた王令が、不可侵で遵守されるべきことが、である。余は、余が聖書にかけて、その王令と平和決議を忠実に遵守し、余の王国の平静さを維持し、それに敵対する何もしないことを宣誓した。このことを知るべし。」

この文章の最初の文章は、1264年5月14日のリュイスの戦い直後の状態を述べており、そこで使われた「余の王国の共同体」は、バロンとは区別されているので、「戦闘に参加した騎士たち」と解釈することも可能である。

次に第2文は同年6月のパーラメントでの結果を記しており、そこでは「満場一致の合意」をしたのは「余と高位聖職者、伯、バロン」であって、州代表は入っていないことに注目すべきである。先にみたように6月のパーラメントの合意文書では、「バロンおよび、その時出席していた共同体が合意した」と書かれていたので、この共同体が州代表の騎士を指すものと考え、彼らも合意に参加したと解釈可能であると述べたが、65年3月に公表された上記の文書では、「余と高位聖職者、伯、バロン」のみが合意したと書かれており、騎士は合意者の中に入れられていない。

さらに第3番目の文章は1265年3月のパーラメント終了時の状態を述べており、前年6月の王令と、今回のパーラメントの平和決議を遵守すると宣誓している。これは上記の王と諸侯が決めた新しい国制を、国王が遵守すると宣誓していることになる。すなわち65年3月の国王の声明の内容は、前年6月の国制決定の際にも、さらには65年3月の国制承認の際にも見え、国制は国王と諸侯が決めた承認し、騎士はどちらにも参加していないと読める。

同じ文章の結論部分を検討しよう。

「さらに余とエドワード、そして高位聖職者、伯、バロン、余の王国の共同体の満場一致の同意により、以下のことが決められた *provisum est*。すなわち以前余から王国共同体へと授与された大憲章と御料林憲章、それらへの違反者に対しては、余の請願により、破門宣告が以前に宣言されているのだが（1262年5月2日）、さらに教皇庁によってそれは確認されているのだが、それらが今後も不可侵に遵守されるべきであると。また余と王国の貴顕たちとの共通の合意により規定された諸条項総てが、余が最近ウスタにいるときに余の印章を付けて諸州に送った諸条項で、余が神の聖なる福音書にかけて自ら誓った誓約によって自らを拘束したところの諸条項が遵守されるべきであると。（中略）

（この内容は）各州で年2回イースターとミクルマスに、大声で読み上げられるべし。」

第1文の「王国共同体」はバロンとは区別されているので、州代表の騎士の総体とも解し得る。ところが第2文の「王国共同体」は、王から大憲章と御料林憲章を与えられた対象であるので、聖俗諸侯の意味であり、州代表は対象ではない。そのことは同じ文章の中の「余と王国の貴顕たちとの共通の合意により規定された諸条項（ウェストミンスター條款のこと）」という文言によっても確認される。このように王国共同体の意味が異なる二通りの意味で用いられていて混乱しやすいが、違いに注意すべきである。

この文書のこれらの個所で確認されることは、このパーラメントで議題とされた「統治の形式」の批准・承認には、王と聖俗諸侯のみが関わり、州騎士や都市民はその結果を後から配布されたということである。このことから、1265年時点でのシモンのパーラメント観では、国制を決定するのは王と聖職諸侯の協議であって、依然として州代表や都市代表は、王国統治を実行していた封建的権力者としての王や諸侯の為すことに立ち会う臨時の参加者であったとみなされていたのかもしれない。

パーラメント終了後、大憲章・御料林憲章の確認、違反者への破門などを書いた王の名つきの手紙が、大量に発行された。これらの文書がそれぞれの州裁判集会で読み上げられるように指示されていた⁵¹⁾。召集された騎士は州裁判集会では、ウェストミンスターで見聞きしたことの証言者として扱われたのかもしれない。

51) Ambler, *Bishops in Political Community*, p.182. パーラメント終了後、Magna Carta 確認、違反者への破門などを書いた王の名つきの手紙が、大量に発行された。Foedera, I, i, pp.452-3; DBM, pp.308-15; Brand, *King, Barons*, pp.161-4; Cotton Claudius, D II; Harley, 170, fs.7r-9v; Harley, 389; Camb. CCC. Ms 70; Bodley, MS Add. c.188; Herefordshire RO, AL19/2 fos. 105r-106r; Ambler, 'Magna Carta', pp.801-2. これらの文書が州集会で読み上げられるように。

州や都市の代表が議会の庶民（コモンズ）と呼ばれるためには、州や都市の集会での選出手続きが必要であるが、その証拠は見つかっていない。騎士を送ってこなかった州もあるので、地方住民の側がこぞってパーラメント構成員として召集されることを要求していたとは言えない。議会で庶民院が形成されるには、州や都市代表にも議決権が必要であるが、上記の実証では彼らは、聖俗諸侯が国制を決め承認する過程を観察したかもしれないが、決定に参加したとは言えない。3月のパーラメント決議の公表時には、州代表は既に帰郷して、立ち会ってさえいなかった。国王が騎士を行政や課税目的で召集した例は1265年以前から存在していた。パーラメントへ召集された者が誰であったかを、近代議会の庶民院の起源とみなす基準にする方法は、歴史学としては不適當である。史料から読み取れることを纏めると、1264、65年のいわゆる「シモン・ド・モンフォールの議会」では、従来からの最高封主と直臣との協議に、陪臣や都市民を意味する庶民を加えて庶民院を制度化する画期的な事件であったとはいえない。

7 1265年5月召集のパーラメント

1265年6月にはさらに別のパーラメントが予定されていた。

「国王よりヨーク大聖堂の参事会長と参事会へ挨拶を送る。余は今、余の王国の高位聖職者と大諸侯とを、余と共に余の事柄や余の王国の事柄について協議するために、次の6月1日にウィンチェスタの余の下に来るように召集する。…余はこれらのことを、貴下の出席無しに決定することを望まないで、貴下の同僚である分別のある参事会員2名を送るよ
うに堅く申付ける。…5月15日」
(DBM, Doc.43)

この召集状の新しい点は、聖堂参事会の代表2名を召集したことである。州や都市の代表は召集されていない。3月14日に終了したパーラメントにおいてエドワードを釈放したので、シモンにとって残る課題はエドワードが軍事攻勢に出ないように配慮することと、ヘンリの名の下に王国統治を安定させることであろう。前者の課題は王子を監視しているグロスタ伯の弟トマスの責任である⁵²⁾。グロスタ伯の課題提起に応えるため、今回のパーラメントが召集されたと考えられる。議題としては「王と王国の事柄について協議」が挙げられているが曖昧である。未だ腹案が無いことを示しているのかもしれない。

聖堂参事会の代表を召集したことの意味は、史料が無いので不明である。州や都市の代表を

52) Maddicott, *Simon*, pp.330, 334.

召集した目的が、新しい国制を承認させることであったとすれば、聖堂参事会がそれぞれの所在地において、地元信徒に対して、パラメントでの決定事項を広布するルートの要であるという機能が利用されたと言えるかもしれない。

しかしこのパラメントは開催されなかった。この召集状を発行した後、5月28日にエドワードがグロスタ伯の監視を振り切って逃亡したからである。シモンはすぐに妻エレアノール（イリナ）宛に書簡を送り、オディラム城を離れて、ドーバーから大陸のモンフォール家の所領へ逃亡するよう指示した⁵³⁾。エドワードはその後ウェールズ辺境バロンの一人であるロウジャ・モーティマと合流して、辺境各地でシモンが抑えていた土地を攻撃し占領した。海外に逃亡していたヘンリの異父兄弟であるウィリアム・ド・ヴァレンスが西英に上陸し、軍を集めてシモン軍攻撃を開始して、8月4日イヴシャムの戦闘に至る。同戦闘でのシモンの戦死により、いわゆるシモン・ド・モンフォールの政権の時期は終わった。

おわりに

いわゆるシモン・ド・モンフォールの議会は、これまでの研究では、イングランド議会史上初めて州や都市の代表を召集して、のちの庶民院の基礎を築いたと評価されてきた。しかしこれまで検討した史料から分かるのは、州や都市の代表は国政の立案や議論には関わっておらず、パラメントに出席し、議事に立ち会い、現場証人となっただけでなく、見聞きした内容を州や都市に持ち帰り、大諸侯や司教たちが決定した新しい国制を、地方住民に対して公布する際の現場証人役としてシモンの政権に利用されたということである。統治の形式は1264年6月には、州の騎士たちを王国共同体に含め、国制決定に参加したかのように述べていたが、1265年3月に公表された新しい国制の決定時の事情を示す文言からは、彼らは前年6月の国制決定には参加していなかったことが判明した。

1264, 65年のいわゆるシモン・ド・モンフォールのパラメントは、中世国家における議会の原初形態ではなかった。1265年6月に開催予定のパラメントへは、州代表も都市代表も召集はされなかった。シモン・ド・モンフォールが彼らをパラメントの構成員として議論に参加させ、制度として代表制を定着させようとしていたという証拠は見つからない。さらに、地域代表がもたらす地域の意見に基づいてパラメントで国政が議論され決定されるという意味での地域代表制の要素は、1264, 65年のパラメントには確認できない。騎士や市民は議員と

53) 拙稿「シモン・ド・モンフォールの妻」『神戸女学院大学女性学評論』第6号、1992年、15-31頁。「レス
タ伯夫人の家計簿」『神戸女学院大学女性学評論』第11号、1997年、1-30頁。

してではなく、傍聴人として招集された。その意味では庶民院の起源ではない。

1258年のオクスフォード條款を成立させたのは主として世俗大諸侯である。それ以前は大諸侯は国王の廷臣として王の提案に同意する際に利用されるだけであったが、そして王は直臣である大諸侯に同意させる見返りとして彼らに恩顧を配分しているだけであったが、1258年の條款によって国政決定機関あるいは制度として、国王評議会・カOUNシルに直臣代表を加えること、そこが提案する政策に他の諸侯がパラメントで同意することが制度化された。従って條款による国制を大諸侯的国制と呼べるであろう。その国制におけるパラメントは封建集会であった。封臣以外の在地住民の統治権者（国王と大諸侯）に対する不満は、王が時折派遣する巡回裁判によって、解決ではなくても決着はつけられ、王の文書に記録されることで登記の役割を果たした。

1264、65年のシモンの国制は、大諸侯が宣誓して横断的に結合するという形式を欠くものの、本質的には大諸侯的国制（封建集会）と変わりはない。国王が地方住民を直接統治するという制度も、そのための役人配置も財源確保もまだ存在せず、その意味ではアンジュー家が領有する王国ではあっても、国王が地方住民を直接統治し得ず、その地の住民の意思に基づいて国王の統治権が承認されるという意味での国家は、まだ存在してはいなかった。その結果その当時のパラメントに、有力封建領主以外の陪臣や王の封臣ではない都市住民が参加することは原理的にありえない。パラメントは、封建制度が崩壊した後に成立した近代国家の議会とは異なる、封建領主の協議の場であった。

シモンの国制の重要な新規事項は、複数の司教が64年6月に成立した国制を支持したことである。アムブラーはシモンのカリスマ性が司教を捉え、シモンがそれを利用して、国制への対抗者を破門するという宣告を出させたと言っている⁵⁴⁾。その破門の対象には国王や王子も含まれることから、将来ヘンリが違反した場合には、彼は破門され、結果的には王国統治権を失う可能性があるという意味を含ませていると見なしている。しかし司教にはシモンに利用される理由がない。むしろシモンの世俗的国制を、司教の神学観が許容し得るものと見なしたと言えるのではないか。王は新国制へ宣誓した以上、独断でそれを変更することは、統治権を失うことになった。宣誓は神に対して誓うので、世俗統治者である国王より上の権威としてキリスト教の神が位置づけられたことを意味する。パラメントはその権威の下にいる信徒たちの中の有力者が、自分たちの間の出来事を取り仕切り、紛争を解決するための協議の場として位置付けられている。カトリック神学がどこまで信徒の心を捉え得るかに掛かっている国制である。（これについては別稿を予定している。）

54) Ambler, *Bishops*, pp.129-36, 179.